

紀美野町第2回定例会会議録

平成26年6月10日（火曜日）

○議事日程（第1号）

平成26年6月10日（火）午前9時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
 - 第 2 会期の決定について
 - 第 3 諸般の報告について
 - 第 4 議案第76号 専決処分の承認を求めることについて
(紀美野町税条例等の一部を改正する条例について)
 - 第 5 議案第77号 専決処分の承認を求めることについて
(紀美野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について)
 - 第 6 議案第78号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度紀美野町一般会計補正予算（第7号）について)
 - 第 7 議案第79号 専決処分の承認を求めることについて
(訴えの提起について)
 - 第 8 議案第80号 専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について)
 - 第 9 議案第81号 紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について
 - 第10 議案第82号 紀美野町営駐車場条例の一部を改正する条例について
 - 第11 議案第83号 紀美野町雨山水辺公園条例の一部を改正する条例について
 - 第12 議案第84号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について
 - 第13 議案第85号 副町長の選任の同意について
 - 第14 議案第86号 平成26年度紀美野一般会計補正予算（第2号）について
 - 第15 議案第87号 平成26年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
-

○会議に付した事件

日程第1から日程第15まで

○議員定数 14名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	七良裕 光 君
2番	町田 富枝子 君
3番	田代 哲郎 君
4番	加納 国孝 君
5番	北道 勝彦 君
6番	向井中 洋二 君
7番	上北 よしえ 君
8番	伊都 堅仁 君
9番	仲尾 元雄 君
10番	松尾 紘紀 君
11番	上柏 皖亮 君
12番	美野 勝男 君
13番	美濃 良和 君
14番	小椋 孝一 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	寺本 光嘉 君
副町長	小川 裕康 君
教育長	橋戸 常年 君
消防長	家本 宏 君

総務課長 牛居秀行君
企画管財課長 中谷嘉夫君
住民課長 増谷守哉君
税務課長 西岡秀育君
保健福祉課長 宮阪学君
産業課長 大窪茂男君
建設課長 山本広幸君
総務学事課長兼
教育次長 中尾隆司君
生涯学習課長 岩田貞二君
会計管理者 西切博充君
水道課長 中村公彦君
地籍調査課長 尾花延弥君
美里支所長 西敏明君
国体推進課長 南秀秋君
代表監査委員 向江信夫君

○欠席したもの

なし

○出席事務局職員

事務局長 大東淳悟君
書記 中谷典代君

開 会

○議長（小椋孝一君） 規定の定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第2回紀美野町議会定例会を開会します。

（午前 9時05分）

○議長（小椋孝一君） これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（小椋孝一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、8番、伊都堅仁君、9番、仲尾元雄君を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（小椋孝一君） 日程第2、会期の決定について、議題とします。

議会運営委員長から審査結果の報告を願います。

議会運営委員長、美野勝男君。

（議会運営委員長 美野勝男君 登壇）

○議会運営委員長（美野勝男君） 去る6月4日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告いたします。

会期は、本日から24日までの15日間とし、再開日は17日、20日及び24日と決定しました。

議事日程につきましては、配付しております議事予定日程表のとおりであります。

次に、一般質問の通告は6月11日、午後3時までといたします。

次に、総務文教常任委員会を6月12日午前9時30分から、産業建設常任委員会は6月13日午前9時30分から開催したいと思います。

次に、全員協議会を本日、本会議終了後に開催したいと思います。

次に、広報編集委員会を6月20日、本会議終了後、開催したいと思います。

なお、議事の進行上、日程を順次繰り延べる場合もありますので、よろしくお願います。

以上で、報告を終わります。

（議会運営委員長 美野勝男君 降壇）

○議長（小椋孝一君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から6月24日までの15日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から6月24日までの15日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告について

○議長（小椋孝一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告について、及び財政援助団体等監査に関する報告について提出されております。お手元に配付しておりますので、御了解願います。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、寺本君。

（町長 寺本光嘉君 登壇）

○町長（寺本光嘉君） まず初めに、去る6月8日に薨去されました桂宮宜仁親王殿下に、町民とともに謹んで心より深い哀悼の意を表したいと思っております。

また、開会に先立ちまして、ただいま表彰の栄を受けられました小椋議長並びに北道議員におかれましては、今後とも町議会議員の模範として町行政に対しましてお力添え、御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、一言御挨拶並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、紀美野町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位を初め、関係者の皆様におかれましては、公私ともに御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り、開会の運びとなりましたことに対し、心より厚くお礼を申し上げます。

さて、6月に入り、木々の緑も色鮮やかな季節となりましたが、国では、安倍首相が先月15日に安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の報告の提出を受けた後、記者会見を行い、憲法解釈の見直しの検討の進め方に関する基本的方向性について表明し、国会においても集団的自衛権行使についての賛否両論の中、激しい憲法解釈議論がなされております。これらの論議は国の根幹をなす大きな問題であり、今後国会において十

分議論され、慎重に審議されることを強く望むものであります。

また、去る5月1日には、道州制推進基本法案の国会提出がなされないよう、町村会として県選出の自民党の衆・参国会議員に対し、法案提出反対の意見を主張していただくよう東京で要望活動を行ってきたところでございます。

次に、5月19日に開催されました県町村会定期総会におきまして、国際司法裁判所において、我が国が実施している南極海鯨類捕獲調査事業について国際捕鯨取締条約に違反する旨の判決を下したことに對し、遺憾かつ不服である旨の特別決議をいたしております。

次に、去る5月24日、京都におきまして青山椒のトップセールスを行ってまいりました。

また、当町におきましては、本年7月19日から23日にかけて、紀の国わかやま国体のプレイベントとしてホッケー競技が紀美野町スポーツ公園で開催されますが、それに向けての準備を国体推進課を中心として全職員が一丸となって取り組んでいるところでございますので、議員各位におかれましてもさらなるお力添え、御協力を賜りたく、お願いを申し上げます。

さて、今期定例会に上程いたしている案件は、議案第76号から議案第87号までの12件であります。

専決処分承認を求める案件が5件、町条例の一部改正に係る案件が4件、副町長の選任の同意についての案件が1件、平成26年度紀美野町一般会計及び特別会計の補正予算に係る案件が2件であります。

一般会計補正予算関連につきましては、主なものとして、歳入についてはふるさと公社の解散に伴います出資金の返還金を計上しております。

次に、歳出では鳥獣害が後を絶たない中、鳥獣害防止総合対策事業用の材料費の経費など大幅な追加補正を計上しております。また、より一層のスポーツ施設の充実を図るため、スポーツ公園周辺整備工事費の計上及び農村センターグラウンドの整備事業に係る所要経費などを計上しております。

この後、担当課長より詳しく御説明申し上げますので、十分御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願いいたしまして、御挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 次に、紀美野町土地開発公社の経営状況について及び財団法人紀美野町ふるさと公社経営状況について、一括して報告願います。

企画管財課長、中谷君。

（企画管財課長 中谷嘉夫君 登壇）

○企画管財課長（中谷嘉夫君） それでは、紀美野町土地開発公社の経営状況から報告させていただきます。

まず、赤色の背表紙の紀美野町土地開発公社の経営状況の説明をする資料の表紙をごらんください。

紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類について。

地方自治法第243条の3、第2項の規定により紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類を次のとおり提出する。

平成26年6月10日提出 紀美野町長 寺本光嘉

表紙より2枚めくっていただきたいと思います。1ページをごらんください。平成25年度紀美野町土地開発公社事業報告でございます。1、一般事項の（1）理事会議決事項についての実績報告でございます。平成25年度では2回の理事会を開催してございます。5月27日の第1回の理事会では、平成24年度決算についての議決をいただきました。3月26日、第2回理事会では、理事長の互選についての議決をいただきました。それから平成26年度当初の予算についての議決をいただいております。

次に（2）役員に関する事項でございます。まずア、役員の異動に関する事項については、平成25年3月31日に1名の理事が退任され、新たに4月1日に1名の理事が就任されました。それに加え、新たに平成25年10月12日に1名の理事が退任されました。次のイ、役員名簿でございます。平成26年3月31日付での役員名簿を掲載してございます。理事長と筆頭理事を含む理事14名、幹事2名の計16名の名簿でございます。

次に行政官庁認可等に関する事項について、4月9日、5月21日には理事の変更登記を和歌山地方法務局に提出し、認可をいただきました。また6月11日の紀美野町議会第2回定例会において、平成24年度経営状況の報告をさせていただきました。1月16日は理事の変更登記を和歌山地方法務局に提出し、認可をいただきました。

続きまして、2ページをごらんください。2、業務でございます。（1）の土地取得状況及び（2）の土地処分状況につきましては、土地の取得及び処分の実績はございま

せんでしたので、面積、取得原価ともゼロとなっております。

(3)の土地造成事業収益でございますが、福井檜山団地において町営住宅6区画と一般販売2区画、面積1,635.98平米の売却を行い、5,721万2,975円の収益がございました。

次の(4)の土地保有状況でございます。公有地取得事業用地につきましてはゼロとなっております。特定土地等事業用地1,966.57平米、取得価格566万5,899円につきましては、野上中学校より南の貴志川沿いの下佐々字飛ノ瀬995-1番地に保有している用地でございます。福井檜山団地宅地造成用地2,060.86平米、7,310万1,453円、福井字檜山1111-6番地ほか8筆でございます。以上を合わせまして4,027.43平米、7,876万7,352円でございます。

次に、3ページをお願いいたします。損益計算書でございます。1の事業収益、(3)土地造成事業収益は5,721万2,975円です。

2、事業原価、(3)土地造成事業原価は5,721万2,975円。これにつきましては福井檜山宅地の8区画の分でございます。事業総利益につきましては、事業収益合計より事業原価合計を差し引いたゼロとなっております。

3、販売費及び一般管理費39万5,260円。この内訳につきましては福井檜山団地の防犯灯4基の電気代1万2,160円と事務消耗品費等9,700円、それから所有権移転登記手数料、2区画ですけれども3万3,600円、福井檜山団地販売に伴う土地鑑定委託料が28万9,800円、それから法人町民税として5万円でございます。

次に、4、事業外収益、(1)受取利息2,549円。この内訳といたしましては、普通預金の利息1,293円と基本財産500万円の定期預金の利息が1,256円となっております。(2)雑収益はございません。

次に、5、事業外費用の(1)支払利息5万3,457円は短期借入金の利息でございます。(2)雑損失はございません。経常損失が44万6,168円、当期純利益につきましては事業総利益ゼロ円より経常損失44万6,168円を差し引いた44万6,168円でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。資産の部、1、流動資産について、(1)現金及び預金715万3,637円。(2)公有用地はございません。(3)特定土地566万5,899円、完成土地7,310万1,453円、流動資産合計は8,592万989円でございます。固定資産はございませんので、資

産合計が8,592万989円でございます。2、固定資産についての当該物件はございません。資産合計が8,592万989円でございます。

負債の部、1、流動負債についてはございません。2、固定負債の(1)長期借入金1,500万円、固定負債合計、負債合計同額の1,500万円でございます。

5ページをお願いいたします。資本の部、1、資本金、(1)基本財産500万円、これはJ Aながみねにおいて定期預金として保有してございます。2、準備金は(1)前年度繰入金6,636万7,157円、(2)当期純損失44万6,168円、準備金合計が6,592万989円となっています。資本金合計は、資本金と準備金を足した7,092万989円となっています。負債資本合計は8,592万989円でございます。

続きまして、6ページをお願いします。財産目録でございます。済みません、このページで訂正をお願いいたします。お配りしています6ページの2段目の平成25年を平成26年に訂正をお願いします。よろしくをお願いいたします。

資産の部の流動資産8,592万989円。この内訳は、普通預金215万3,637円、定期預金500万円、特定土地1,966.57平米の566万5,899円、完成土地2,060.86平米の7,310万1,453円でございます。固定資産はございません。資産合計8,592万989円でございます。

次に負債の部では、流動負債の短期借入金はございません。固定負債の長期借入金は1,500万円で、負債合計1,500万円。資産合計より負債合計を差し引いた差引純資産は、7,092万989円でございます。

次に、7ページはキャッシュ・フロー計算書となっております。内容につきましては、I、事業活動によるキャッシュ・フロー、土地造成事業収入の檜山団地宅地分譲8区画分5,721万2,975円、その他の業務支出はマイナス39万5,260円であり、小計が5,681万7,715円となります。利息の受取額が2,549円、利息の支払額が5万3,457円を差し引きまして、事業活動費によるキャッシュ・フローは5,676万6,807円でございます。

Ⅲ、財務活動によるキャッシュ・フローの長期借入による収入は7,200万円、長期借入金の返済による支出が5,700万円ですので、財務活動によるキャッシュ・フローは1,500万円となります。

Ⅳ、現金及び現金同等物減少額は23万3,193円でございます。

V、現金及び現金同等物期首残高は738万6,830円でございます。

VI、現金及び現金同等物期末残高は715万3,637円でございます。

次の8ページから9ページの附属明細表について、費目別の明細表の一覧を掲載させていただいております。内容につきましては、さきの内容と同じとなりますので、省略させていただきます。また、最後のページに平成26年5月20日に監事による監査を実施した決算監査意見書を添付させていただいております。

以上、簡単ですが、平成25年度紀美野町土地開発公社の経営状況の報告とさせていただきます。

それでは次に、紀美野町ふるさと公社の経営状況の報告をさせていただきます。ふるさと公社につきましては、平成10年からかじか荘の運営を続けてまいりましたが、公益法人制度改革関連3法案が平成20年12月に施行され、平成25年11月末をもって解散となりました。よって、今回報告させていただく事業期間は、平成25年4月1日から平成25年11月27日までの間となっております。

平成25年12月1日からは、丹生の都プロジェクト株式会社が新指定管理者として町の観光の拠点施設として運営を行っていただいている状況です。

それでは、紺の背表紙の紀美野町ふるさと公社の経営状況を説明する書類の資料をごらんください。紀美野町ふるさと公社の経営状況を説明する書類について。

地方自治法第243条の3、第2項の規定により紀美野町ふるさと公社の経営状況を説明する書類を次のとおり提出する。

平成26年6月10日提出 紀美野町長 寺本光嘉

先ほど申し上げましたように平成25年11月末で解散しておりますので、簡単に御説明いたします。資料の1ページ及び2ページをごらんください。平成25年度事業報告でございます。公社が実施した事業取り組みについて記載してございます。事業内容の説明につきましては省略させていただきますが、1ページから3ページに実施した事業内容を詳しく記載しておりますので、後ほどごらんいただきますようよろしくお願いいたします。

続いて、4ページをお願いいたします。平成25年度かじか荘・毛原オートキャンプ場の営業実績説明資料です。各項目に利用者数と売上額を平成24年度と平成25年度を記載してございますが、平成25年度は営業期間が8カ月であり、比較はしがたいものであります。かじか荘の売り上げ実績につきましては8,020万8,497円、毛原

オートキャンプ場につきましては237万3,005円となりました。かじか荘・毛原オートキャンプ場の売上合計は8,258万1,502円となりました。

次に、5ページをお願いいたします。平成25年度の決算について、御報告させていただきます。かじか荘及び毛原オートキャンプ場の運営管理事業と県動物愛護センター等の施設整備事業を合算する決算書となっております。まず貸借対照表でございます。資産の部、Ⅰの流動資産です。流動資産合計が4,177万6,461円でございます。Ⅱの固定資産の有形固定資産合計で1,004万555円、資産の合計が5,181万6,516円となりました。

次に、6ページをお願いいたします。負債の部、Ⅰの流動負債につきましては、未払法人税等及び未払消費税等の負債合計額が51万3,400円となりました。次に資本の部で、Ⅰの資本金8,000万円、Ⅱの利益剰余金では、利益剰余金合計がマイナスの2,869万6,884円となり、資本の合計がⅠの資本金8,000万円から2,869万6,884円を差し引き、負債資本合計は5,181万6,516円となりました。

次に、7ページの損益計算書をごらんください。経常損益の部、Ⅰ、営業収益では、かじか荘及び毛原オートキャンプ場収入の8,258万1,502円と県動物愛護センター等の公共施設整備収入666万6,667円を合わせた8,924万8,169円となりました。

Ⅱの営業費用につきましては、(1)売上原価につきましては、合計3,401万1,941円から期末商品棚卸高を差し引き、3,183万805円となり、売上総利益といたしましては、Ⅰの営業収益からⅡの営業費用を差し引いた5,741万7,364円となりました。また(2)の販売費及び一般管理費につきましては、8ページ中ほどの合計6,759万9,296円となりました。その下の経常損失は売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引き、1,018万1,932円となりました。

Ⅱの営業外損益の部では、経常損失が961万924円となりました。次に特別損益では、指定管理料600万円から経常損失を差し引きました361万924円となりました。また、前期繰越損失の2,508万5,960円を加え、当期期末処理損失額につきましては、2,869万6,884円となりました。

続きまして、9ページをお願いいたします。これは7ページの売上原価下ほどに記載しております公共施設整備原価684万2,429円についての内訳説明でございます。Ⅰ、労務費につきましては581万4,920円、Ⅱ、経費につきましては102万7,

509円、公共施設整備原価につきましては684万2,429円となりました。

続きまして、10ページをお願いします。損失処理計算書でございます。I、次期繰越損失額が2,869万6,884円となりました。

11ページをお願いいたします。財産目録でございます。資産の部、1の流動資産合計4,177万6,461円、2の固定資産額は1,004万55円で、資産合計は5,181万6,516円となりました。

12ページをお願いします。負債の部では、1の流動負債計といたしましては51万3,400円、2の固定負債はありませんので負債合計額は51万3,400円となり、正味財産は、資産合計から負債合計を差し引きました5,130万3,116円となりました。

以上、簡単でございますが、25年度のふるさと公社の経営状況の報告とさせていただきます。

続きまして、ふるさと公社の解散事務の経過を報告させていただきます。平成25年10月28日に理事会、10月29日に協議会を行い、理事及び議員の4分の3以上の議決を得て、和歌山県知事の許可があったときに解散することになりました。精算人につきましては副町長の副理事長、小川裕康氏が専任されました。11月18日、県へ公社の解散申請を行い、11月27日に知事からも承認をいただきました。よって、同日ふるさと公社は解散いたしました。解散により、公社の会計をお願いしていた辻会計事務所で作成をしていただきました。

また、本年4月15日に、県へ公社財産への処分許可申請書を提出いたしました。4月24日、県知事より処分許可書を受理いたしました。そして4月25日、ふるさと公社より町に残余財産の引き渡しを行いました。残余財産の処分の結果、正味財産は平成25年11月27日現在、5,130万3,116円となりましたが、その後精算に入り、26年3月31日、精算を結了いたしました。平成25年11月28日以降、精算の中で辻会計事務所への支払い、租税公課などの支払い、また受取利息等もあり、差し引き26万299円の支払いが発生し、差し引き現金として3,877万9,476円を町へ引き継ぎを行いました。同日、精算人の結了により、精算結了の当期閉鎖を行いました。4月30日、県へ精算結了の届けを提出いたしました。以上、これらのことを行いました。

残余財産につきましては、財団法人紀美野町ふるさと公社寄附行為第31条第2項に

基づき、町へ寄附を行っております。内容は現金が主なものとなっており、今回6月補正の歳入予算へ上程しております。以上でございます。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前 9時43分)

再 開

○議長 (小椋孝一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時03分)

○議長 (小椋孝一君) 次に、一般質問の通告は、6月11日午後3時までに提出願います。

今期、定例会までに受理した陳情は、お手元に配付のとおりであります。陳情第2号は総務文教常任委員会へ付託しましたので報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第76号 専決処分の承認を求めることについて

(紀美野町税条例等の一部を改正する条例について)

◎日程第5 議案第77号 専決処分の承認を求めることについて

(紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

○議長 (小椋孝一君) 日程第4、議案第76号、専決処分の承認を求めることについて(紀美野町税条例等の一部を改正する条例について)及び日程第5、議案第77号、専決処分の承認を求めることについて(紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)を一括議題とします。

説明を願います。税務課長、西岡君。

(税務課長 西岡秀育君 登壇)

○税務課長 (西岡秀育君) それでは、専決処分の説明をさせていただきます。

議案書1ページをお開きください。

議案第76号、専決処分の承認を求めることについて。

紀美野町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定

により次のとおり専決処分をしたので、これを報告し、承認を求める。

平成26年6月10日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、紀美野町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日 紀美野町長 寺本光嘉

理由。

平成26年3月31日において地方税法の一部を改正する法律が公布され、平成26年4月1日から施行されること等に伴い、紀美野町税条例等の一部を改正する必要が生じたためです。

3ページをお開きください。

紀美野町税条例等の一部を改正する条例。平成26年3月31日。条例第49号。

第1条、紀美野町税条例の一部を次のように改正する。

このことにつきましては、関係法令及び地方税法の一部改正に伴うものでございます。改正内容を簡単に御説明いたします。

第23条の第2項、町民税の納税義務者につきましては、外国法人の規定する場所の改正に伴う条文整備です。

第23条第3項、町民税の納税義務者、法人町民税均等割、所得割につきましては、条文中の「令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」に読みかえるものでございます。

第33条第5項、所得割の課税標準額につきましては、地方税法の改正に伴う条文整備です。

第34条の4項、法人町民税の税割につきましては、「100分の12.3」を「100分の9.7」に改めるもので、適用法人につきましては、平成26年10月1日以後に開始する事業年度からの適用です。

第48条第2項、法人町民税の申告納付につきましては、条文の「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削

除する条文の整備です。

第48条第5項、法人の町民税の申告納付につきましては、地方税法及び法人税法の改正に伴う条文整備です。

第52条第1項につきましては、法人の町民税に係る納期の延長の場合の延滞金の法律改正に伴う条文整備です。

第57条、第59条につきましては、地方税法の改正に伴う地方税法348条第2項第10号の条文整備です。

第82条第1項につきましては、軽自動車税の税率を改正するものであります。条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表の4ページ、5ページの軽自動車税の税率、第82条をごらんください。原動機付自転車、排気量が50CC以下のもの、定格出力が0.6キロワット以下のものについては現行1,000円のもの、イ、2輪のもので排気量が50CCを超え90CC以下のもの、定格出力が0.6を超え0.8キロワット以下のものを1,200円が2,000円、2輪のもので0.9リットルを超え、定格量が0.8キロワットを超えるものについては1,600円が2,400円、3輪以上のもので車室を備えず、かつ輪距が0.5メートル以下であるものについてで、排気量が0.2リットルを超えるもの、定格量が0.25キロワットを超えるものについては2,500円が3,700円になります。

軽自動車税については、2輪のもの、側者、サイドカーを含まないものについては年額2,400円が3,600円で、3輪のものが3,100円が3,900円に、4輪のもので乗用の営業車が5,500円が6,900円、自家用が7,200円が1万800円に、貨物のものについての営業用については3,000円が3,800円に、乗用のものが4,000円が5,000円に、小型特殊自動車、農耕用自動車、作業車、これは1,600円が2,400円、その他のものが4,700円が5,900円、2輪の軽自動車4,000円のもの、専ら雪上を走行するものについては削除いたします。平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対しては、従前の税額といたします。

議案書4ページをお開きください。

附則第4条2項につきましては、租税特別措置法に伴う条文整備です。

附則第6条、居住用財産の買いかえ等の場合の、譲渡損失の損失通算及び繰越控除につきましては同条を削除し、同条2及び同条3を削るものでございます。

附則第7条の4、寄附金控除における控除額の特例については、規定の整備に伴う条文整備でございます。

附則第8条第1項、肉牛、肉用牛売却による事業所得に係る町民税の課税特例につきましては、期限延長、適用期限の延長でございます。

附則第10条の2、新築住宅等に対する固定資産税の税額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋の規定を加えるものであります。

附則第16条、軽自動車税の税率の特例につきましては、4ページ下段から5ページをごらんください。初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度を経過した3輪以上の軽自動車に対し、経年車重課をするものでございます。

附則第17条の2第1項及び第2項、優良住宅の造成等のための土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例につきましては、法律に伴う適用期限の延長でございます。

附則第19条第1項、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例につきまして、同条第2の第2項、上場株式に係る譲渡所得に係る個人の町民税の課税特例につきましては、規定の整備に伴う条文整備でございます。

附則第19の3第2項、非課税口座上場等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例につきましては、法律の改正に伴う条文整備です。

附則第21条、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例に適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、規定の整備に伴う条文整備です。

附則第21条の2につきましては、法律改正に伴う条文整備です。

次のページをお願いします。

附則第22条、東日本大震災に係る雑損控除等の特例、附則第23条、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税控除の適用期間の特例を削り、附則第24条を附則第22条に繰り上げるものでございます。

附則第21条の2につきましては、法律改正に伴う条文整備です。

附則第1条第2号につきましては、条文整備でございます。

附則第2条第1項、同条第2項につきましては、条文整備でございます。

附 則。

(施行期日)

第1条、この条例は平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の4の改正規定及び次条第7項の規定は平成26年10月1日。

(2) 附則第4条の2及び第19の3第2項の改正規定、第22条から第23条までを削る改正規定並びに附則第24条を附則第22条とする改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定は、平成27年1月1日から、6ページ下段より次ページをお願いします。

(3) 第82条の改正規定並びに附則第4条及び第6条(第1条の規定による改正後の紀美野町税条例(以下「新条例」という。)附則第16条に係る部分を除く。)の規定は、平成27年4月1日。

(4) 第23条、第48条、第52条第1項及び附則第16条の改正規定並びに次条第6項、附則第5条及び第6条(新条例附則第16条に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日からでございます。

(5) 第33条第5項、附則第7条の4、第19条第1項及び第19条の2第2項の改正規定は平成29年1月1日でございます。

(6) 第57条及び第59条の改正規定は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日からといたします。

第2条につきましては、町民税に関する経過措置第3条は固定資産税に関する経過措置、第4条、第5条、第6条は軽自動車税に関する経過措置となっております。

また新旧対照表1ページから27ページを順次御確認いただきますよう、よろしくお願いたします。

続きまして、10ページをお開きください。

議案第77号、専決処分の承認を求めることについて。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、これを報告し、承認を求め。

平成26年6月10日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求め。

11ページをお開きください。

専決処分書。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成26年3月31日 紀美野町長 寺本光嘉

理由につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行令の一部を改正する政令が施行され、平成26年4月1日の施行に伴い、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたためです。

次ページをお願いします。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。平成26年3月31日。条例第48号。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

このことにつきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行令の一部改正に伴うものです。改正内容を簡単に御説明いたします。

第2条第3項ただし書中後期高齢者支援金等課税限度額につきましては「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項ただし書中介護納付金課税限度額につきましては「12万円」を「14万円」に改めるものです。

第18条第1項につきましては規定の整備による条文整備です。

第23条、国民健康保険税の税額につきましては、第2条3項、同条4項に伴うものです。第23条第2号につきましては、5割軽減額の「(当該納税義務者を除く。)」を削り、同条第3号につきましては、2割軽減額の加算額「35万円」を「45万円」に改めるものです。このことにより、軽減世帯数の拡大されるものであります。

附 則。

(施行期日)

1、この条例は平成26年4月1日から施行されます。

2、改定後の紀美野町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

新旧対照表の28ページから32ページを順次御確認いただきますよう、よろしくお願いたします。

以上をもちまして、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

(税務課長 西岡秀育君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時21分)

再 開

○議長 (小椋孝一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

◎日程第6 議案第78号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度紀美野町一般会計補正予算(第7号)について)

◎日程第7 議案第79号 専決処分の承認を求めることについて
(訴えの提起について)

◎日程第8 議案第80号 専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度紀美野町一般会計補正予算(第1号)について)

○議長 (小椋孝一君) 日程第6、議案第78号、専決処分の承認を求めることについて平成25年度紀美野町一般会計補正予算(第7号)について)、日程第7、議案第79号、専決処分の承認を求めることについて(訴えの提起について)及び日程第8、議案第80号、専決処分の承認を求めることについて(平成26年度紀美野町一般会計補正予算(第1号)について)を一括議題とします。

説明を願います。総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長 (牛居秀行君) それでは、議案書13ページをお開きください。

議案第78号、専決処分の承認を求めることについて。

平成25年度紀美野町一般会計補正予算(第7号)について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

平成26年6月10日提出 紀美野町長 寺本光嘉
提案理由でございます。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求

めるものでございます。

次のページ、14ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

平成25年度紀美野町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日 紀美野町長 寺本光嘉

理由につきましては、町営住宅福井第3団地環境整備事業に、所要の補正を行う必要が生じたためでございます。

次のページをごらんください。

平成25年度紀美野町一般会計補正予算（第7号）。

平成25年度紀美野町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

平成26年3月31日 紀美野町長 寺本光嘉

次のページでございます。

第1表 繰越明許費補正でございます。追加といたしまして、7款土木費、3項住宅費で町営住宅福井第3団地環境整備事業として380万円を追加するものでございます。

以上、簡単でございますけれども、議案第78号の説明といたします。

続きまして、議案書の17ページでございます。

議案第79号、専決処分の承認を求めることについて。

訴えの提起について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

平成26年6月10日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

訴えの提起について、本事件は急施を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年4月30日 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをごらんください。

専決処分書でございます。

平成26年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成26年4月30日 紀美野町長 寺本光嘉

理由でございます。

訴えの提起に伴い、所要の補正を行う必要が生じたためでございます。

次のページをごらんください。22ページでございます。

平成26年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）。

平成26年度紀美野町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億6,159万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年4月30日 紀美野町長 寺本光嘉

議案書の28ページをお願いいたします。

説明の都合上、まず歳出のほうから説明をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で159万4,000円の増額補正でございます。これにつきましては、先ほど御説明を申し上げました提起に係ります弁護士委託料でございます。

次に、その上の27ページ、歳入でございます。ただいま歳出で説明をいたしました弁護士委託料の財源といたしまして、財政調整基金繰入金のほうから同額の159万4,000円を繰り入れるものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第80号の説明といたします。

（総務課長 牛居秀行君 降壇）

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時50分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時51分)

◎日程第 9 議案第81号 紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について

◎日程第10 議案第82号 紀美野町営駐車場条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第9、議案第81号、紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について及び日程第10、議案第82号、紀美野町営駐車場条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を願います。企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 登壇)

○企画管財課長（中谷嘉夫君） それでは、議案書29ページをお開きください。

議案第81号、紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について。

紀美野町営住宅条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年6月10日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

福井第1団地用途廃止及び福井第3団地建設に伴い、紀美野町営住宅条例を改正するものであります。

次のページをお願いします。

紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例。

紀美野町営住宅条例の一部を次のように改正する。

別表福井第1団地の項を削る。

別表福井第2団地の項の次に次のように加える。

福井第3団地、紀美野町福井、平成26年度。

附 則。

1、この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表に福井第3団地の項を加える改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

2、この条例の規定により、新たに公用開始する福井第3団地の入居者決定等のため

に必要な手続その他の行為は、平成26年10月1日前において行うことができる。

改正内容を簡単に説明いたします。

福井第1団地の町営住宅用途廃止及び町営住宅新築に伴います公営住宅福井第3団地、紀美野町福井1111-30番地その他5筆。1戸当たり床面積74.95平米、計8戸の設置に伴うものでございます。また、新旧対照表33ページから34ページをごらんいただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書31ページをお開きください。

議案第82号、紀美野町営駐車場条例の一部を改正する条例について。

紀美野町営駐車場条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めらる。

平成26年6月10日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

和歌山県営駐車場の料金改正及び福井第3団地紀美野町営駐車場建設に伴い、紀美野町営駐車場条例の改正をするものであります。

次のページをお願いします。

紀美野町営駐車場条例の一部を改正する条例。

紀美野町営駐車場条例の一部を次のように改正する。

第1条中「県営住宅入居者」の次に「及び町営住宅入居者」を加える。

第2条の表に次のように加える。

福井第3団地紀美野町営駐車場、紀美野町福井1111番地30。

第4条第1号中「県営住宅小畑団地」の次に「及び福井第3団地」加える。

第9条第1項中「月額3,240円」を「月額2,160円」に改める。

附 則。

1、この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定、第2条の表に福井第3団地紀美野町営駐車場の項を加える改正規定並びに第4条第1号の改正規定は平成26年10月1日から施行する。

2、この条例の規定により、新たに公用開始する福井第3団地紀美野町営駐車場の使用者決定等のために必要な手続その他の行為は、平成26年10月1日前においても行うことができる。

3、改正後の第9条第1項の規定は、平成26年7月分の使用料から適用し、同月前

の月分に係る使用料については、なお従前の例によります。

改正内容を簡単に説明いたします。

現行月額3,240円から2,160円に改正します。平成26年3月県議会で和歌山県が改正した駐車場料金は1区画月額が和歌山市内で3,150円、和歌山市以外の市で2,520円、その他の地区で2,210円に伴う整備を図るために改正いたします。また、新旧対照表35ページから36ページを御確認いただきますよう、よろしく願いします。

以上、よろしく願いいたします。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 降壇)

◎日程第11 議案第83号 紀美野町雨山水辺公園条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第11、議案第83号、紀美野町雨山水辺公園条例の一部を改正する条例について、議題とします。

説明を願います。産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長（大窪茂男君） 議案書の33ページをお開き願います。

議案第83号、紀美野町雨山水辺公園条例の一部を改正する条例について。

紀美野町雨山水辺公園条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年6月10日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、雨山水辺公園の管理を指定管理者に行わせることができるように条例改正をするものでございます。

次の34ページをお開きください。

紀美野町雨山水辺公園条例の一部を改正する条例。

紀美野町雨山水辺公園条例の一部を次のように改正する。

改正内容でございますが、8条を9条とし、以下それぞれ1条ずつ繰り下げを行い、8条に雨山水辺公園の管理を指定管理者に行わせることができる条文の追加でございます。

なお、新旧対照表につきましては37ページに掲載しておりますので、よろしく願いいたします。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

◎日程第12 議案第84号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第12、議案第84号、紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について、議題とします。

説明を願います。消防長、家本君。

（消防長 家本 宏君 登壇）

○消防長（家本 宏君） それでは、議案書の35ページをお開きください。

議案第84号、紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について。

紀美野町火災予防条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めます。

平成26年6月10日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

消防法施行令の改正に伴い、紀美野町火災予防条例の改正をするものである。

議案書の36ページをごらんください。

紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例。

紀美野町火災予防条例の一部を次のように改正する。

今回の一部改正の趣旨について、御説明を申し上げます。

今回の改正は、平成25年8月に京都府で発生しました福知山花火大会火災を踏まえ、対象火気器具等の取り扱いに関する規定の整備のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務計画等の作成を義務づけるものでございます。

まず第18条第1項であります。液体燃料を使用する器具の取り扱いに関する基準でありまして、第9号の2として、祭礼、縁日、花火大会等多数の者が集合する催しで使用する場合、消火器の準備を義務づけるものでございます。

次、第5章の2、屋外催しに係る防火管理について、御説明を申し上げます。

第42条の2では、消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他多数の者が集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命または財産に特に重大な被害を与えると認めるものを指定催しとして指定しなければならないこととされるほか、指定した際に通知すること等手続に関することが定められました。

次に第42条の3であります。指定催しを主催する者は、防火担当責任者を定め、

当該計画に従って火災予防上必要な業務を行わせなければならないこととされました。
また、原則として、当該催しを開催する日の14日前までに当該計画を消防機関に提出
しなければならないこととされたものでございます。

次に第45条は、消防機関への届け出規定でありまして、第6号として、祭礼、縁日、
花火大会、展示会その他多数の者の集合する催しに際して露天等を開設する場合は、消
防機関に届け出なければならないこととされました。

また第49条は、改正後の火災予防条例第42条の3による火災予防上必要な業務に
関する計画を提出しなかった者に対する罰則規定で、さらに第50条では、法人等に対
する両罰規定を設けたものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとともに施行の日から
起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、改正後の規定は適用しな
いとなってございます。

詳細につきましては、新旧対照表39ページから43ページをごらんいただきますよ
う、よろしく願いいたします。

(消防長 家本 宏君 降壇)

◎日程第13 議案第85号 副町長の選任の同意について

○議長（小椋孝一君） 日程第13、議案第85号、副町長の選任の同意について、
議題とします。

説明を願います。町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長（寺本光嘉君） 議案書の38ページをお願いします。

議案第85号、副町長の選任の同意について。

次の者を副町長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162
条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名は小川裕康、生年月日は昭和31年2月4日、住所は紀美野町吉野57番地でご
ざいます。

提案理由につきましては、平成26年6月30日をもって任期満了となりますので、
引き続き副町長の選任をしていただくための提案でございますので、ひとつ御理解と御
承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

◎日程第14 議案第86号 平成26年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第14、議案第86号、平成26年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）について、議題とします。

説明を願います。総務課長、牛居君。

（総務課長 牛居秀行君 登壇）

○総務課長（牛居秀行君） 議案書の40ページをお開きください。

議案第86号、平成26年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）。

平成26年度紀美野町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,581万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億9,741万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年6月10日提出 紀美野町長 寺本光嘉

議案書の45ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

12款分担金及び負担金、1項、2目土木費分担金で25万円の増額補正でございます。内容といたしましては、県営事業の小規模がけ崩れ対策事業分担金でございます。

次に、14款国庫支出金、2項、2目民生費国庫補助金で80万2,000円の増額補正でございます。臨時福祉給付金給付事業費補助金でございます。100%補助となっております。

次に、15款県支出金、2項、1目総務費県補助金で63万6,000円の増額補正でございます。消費者問題カレンダー作成費に係ります消費者行政活性化事業交付金でございます。これにつきましても全額補助でございます。

2目民生費県補助金で648万円の増額補正でございます。地域子育て特別支援等事業補助金でございます。

4目農林水産業費県補助金で1,950万7,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金で273万6,000円、鳥獣害防止総合対策事業費補助金で1,400万円、農山漁村交流活性化支援事業費補助

金として229万5,000円、経営体育成支援事業交付金で47万6,000円となっております。

5目商工費県補助金で19万5,000円の増額補正でございます。これにつきましては、天文台のトイレの補修に伴います観光施設整備補助金でございます。

次に、16款財産収入、2項、2目不動産売払収入で191万7,000円の増額補正でございます。これにつきましては、国道370号の改修工事に伴います代替地として町有地の売却を行うものでございます。

次に、18款繰入金、1項、1目財政調整基金繰入金で3,475万円の減額補正でございます。

次に46ページ、10目瀬藤基金繰入金で200万円の増額補正でございます。

次に、20款諸収入、4項、1目雑入で3,877万9,000円の増額補正でございます。これにつきましては、ふるさと公社の解散に伴います出資金の返還金でございます。

続きまして、47ページ、歳出でございます。

歳出では、それぞれの科目におきまして人件費の補正が計上されておりますけれども、この人件費の補正につきましては4月の人事異動によりますもので、詳しい説明は省略させていただきたいと存じます。

それでは、歳出の説明をさせていただきます。

2款総務費、1項、1目一般管理費で1,988万4,000円の減額補正でございます。内訳といたしましては、人件費関係、2節、3節、4節合わせまして2,552万円の減額、11節需用費で63万6,000円の増額、これにつきましては消費者問題啓発カレンダーの作成費でございます。

15節工事請負費で、本庁舎自家発電設備更新工事費として500万円の計上でございます。

次に4目財産管理費で351万1,000円の増額補正でございます。

11節需用費で101万1,000円の増額、これにつきましては、かじか荘の浴室及び会所桝の修繕料でございます。

15節工事請負費で250万円の増額補正でございますが、かじか荘のエアコン4台分の設置工事費となっております。

次に、5目企画費で756万7,000円の増額補正でございます。内訳といたしま

しては、人件費関係で659万5,000円の増額、13節委託料で97万2,000円の増額となっております。

次に、7目支所及び出張所費で45万円の増額補正でございます。この補正につきましては、志賀野出張所の樋の修繕及びフェンスの修繕料でございます。

10目交通安全対策費で116万3,000円の増額補正でございます。この補正につきましては、県道岩出野上線延伸に伴います歩道用トンネルにつけます防犯カメラと野上交番を接続させます光ケーブルの増設工事費でございます。

次のページ、18節備品購入費で、交通指導員1名の夏冬用の制服購入費として7万5,000円の計上をいたしております。

次に、12目防災諸費で408万6,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、2節給料で40万円の減額、3節職員手当で9万6,000円の増額、13節委託料で220万4,000円の増額、15節工事請負費で2カ所の消火栓等設置工事費として218万6,000円の計上となっております。

次に、2款総務費、2項、1目税務総務費で852万4,000円の減額補正でございます。人事異動に伴います人件費関係の補正でございます。

次に、3款民生費、1項、1目社会福祉総務費で178万7,000円の増額補正でございます。これにつきましても人事異動に伴います人件費のみの補正となっております。

次に49ページ、3目老人福祉費で20万8,000円の増額補正でございます。職員手当等の補正でございます。

10目長谷毛原健康センター管理運営費で14万2,000円の増額補正でございます。これにつきましては、浄化槽のかくぶたの経年劣化に伴います修繕料でございます。

14目臨時福祉給付金給付事業費として80万2,000円の増額補正でございます。システムソフト等使用料が4万4,000円とハードウェアリース料で75万8,000円となっております。

次に、3款民生費、2項、1目児童福祉総務費で858万円の増額補正でございます。内訳といたしましては、2節、3節、4節合わせまして人件費関係で102万円の増額、13節委託料で756万円の増額となっております。

次に50ページ、2目青少年対策費で168万円の減額補正でございます。

4目保育所費で448万9,000円の減額補正でございますが、人事異動に伴いま

す人件費のみの補正でございます。

6目学童保育費で5万5,000円の増額補正でございます。この補正につきましては、放課後健全育成事業補助金の過年度返還金でございます。

次に、4款衛生費、1項、4目環境衛生費で670万円の増額補正でございますが、これにつきましても人件費のみの補正となっております。

次に51ページ、5款農林水産業費、1項、1目農業委員会費で59万8,000円の減額補正及びその下の2目農業総務費で838万円の増額補正でございますが、それぞれ人件費のみの補正となっております。

次に、3目農業振興費で1,831万円の増額補正でございます。内訳といたしましては、11節需用費で雨山の里の修繕料として99万5,000円、次のページ、13節委託料で273万7,000円、16節原材料費で1,400万円、19節負担金、補助及び交付金で57万8,000円、それぞれ増額補正となっております。

次に、4目耕地総務費で163万8,000円の増額補正及びその下の6目地籍調査事業費で571万2,000円の減額補正でございますが、それぞれ人事異動に伴います人件費の補正となっております。

次に53ページ、5款農林水産業費、4項、1目山村振興総務費で229万5,000円の増額補正でございます。農山漁村交流活性化支援事業補助金でございます。

次に、7款土木費、1項、1目土木総務費で72万円の増額補正でございます。増額の内訳といたしましては、人件費関係で22万円の増額、19節負担金、補助及び交付金で50万円の増額となっております。これにつきましては、県営事業の町の負担金でございます。

次に、7款土木費、2項、2目道路橋りょう新設改良費で839万円の減額補正でございますが、これにつきましても人事異動に伴います人件費の減額補正となっております。

次に54ページ、7款土木費、3項、1目住宅管理費で210万円の増額補正でございます。町営住宅福井第1団地の解体撤去工事費でございます。

7款土木費、5項、1目建設残土処理費で82万9,000円の増額補正でございますが、人件費のみの補正でございます。

8款消防費、1項、1目常備消防費で475万円の減額補正でございますが、これにつきましても4月の人事異動に伴います人件費の補正となっております。

次に55ページ、9款教育費、1項、2目事務局費で27万2,000円の増額補正でございますが、人件費の増額補正となっております。

3目教育諸費で188万円の増額補正でございます。1節非常勤職員の報酬として168万円、12節役務費で志賀野小学校の2筆の借地の鑑定委託料といたしまして20万円の計上となっております。

次に、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費で34万3,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、3節職員手当等で12万3,000円、11節需用費で22万円の増額でございます。これにつきましては、野上小学校の給食室の給水配管の修繕費用となっております。

次に、9款教育費、3項中学校費、2目教育振興費で200万円の増額補正でございます。18節備品購入費といたしまして野上中学校及び美里中学校の施設用備品購入の費用の計上となっております。

次に56ページ、9款教育費、4項、1目社会教育総務費で153万1,000円の増額補正でございますが、人件費のみの補正でございます。

3目公民館費で16万8,000円の増額補正でございます。補正内容といたしましては、11節需用費で志賀野公民館の浄化槽のモーターの修繕及び小川公民館の消防設備の修繕料の計上となっております。

4目人権教育費で30万4,000円の増額補正でございますが、職員手当等の補正でございます。

7目みさと天文台管理運営費で39万1,000円の増額補正でございます。15節工事請負費で天文台の公衆便所の改修工事費用を計上しております。

9目文化センター管理運営費で211万2,000円の増額補正でございます。補正の内訳といたしましては、7節賃金で87万円、13節委託料で74万2,000円、15節工事請負費で50万円それぞれ増額補正となっております。

次に57ページ、10目真国区民センター管理運営費で3万3,000円の増額補正でございます。13節委託料の増額補正でございます。

11目自然体験交流センター管理運営費で33万3,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、11節需用費で事務室のエアコンの修繕費用として30万円、13節委託料で防火対象物点検委託料として3万3,000円の計上となっております。

次に9款教育費、5項、1目保健体育総務費で172万9,000円の増額補正でございますが、人件費のみの補正となっております。

2目体育施設管理運営費で545万1,000円の増額補正でございます。補正の内訳といたしましては、7節賃金で171万9,000円の減額、11節需用費で武道館の消防用設備の修繕料として8万4,000円の増額、13節委託料で施設管理委託料として120万4,000円の増額、15節工事請負費で588万2,000円の増額計上でございます。

次に58ページ、3目国体推進費で397万3,000円の増額補正でございますが、人事異動に伴います人件費の補正となっております。

次のページ、25年度繰越明許費繰越計算書につきましては御高覧賜りたいと存じます。

以上、簡単でございますが、平成26年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

（総務課長 牛居秀行君 降壇）

◎日程第15 議案第87号 平成26年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第15、議案第87号、平成26年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議題とします。

説明を願います。住民課長、増谷君。

（住民課長 増谷守哉君 登壇）

○住民課長（増谷守哉君） それでは、議案書の60ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第87号、平成26年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

平成26年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,005万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年6月10日提出 紀美野町長 寺本光嘉

65ページをごらんいただきたいと思います。

歳入でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金125万4,000円の増額補正となっております。これにつきましては、この後歳出で御説明申し上げます特定健康診査の診査率を向上させるための対策事業費として125万4,000円を上程させていただいてございますが、これにつきましては国のほうから全額を特別調整交付金として町へ交付されるものでございます。

続きまして、歳出でございます。予算書の66ページをごらんいただきたいと思ます。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目、同じく特定健康診査等事業費、補正額が125万4,000円で同額の補正となっております。

まず、この補正に係る事業の概略から説明をさせていただきます。

町では、平成20年度から生活習慣病の予防や重症化の予防、また将来的な医療費の抑制を目的として、40歳以上74歳以下の国保加入者を対象として特定健康診査を実施してございます。平成24年度から、この特定健康診査の受診率を向上させるための対策事業を行っているところでございます。本年におきましても引き続きこの対策事業を行っていきたくため、当事業に必要な補正予算を上程させていただくものでございます。

事業の内容につきましては、特定健診の受診者または未受診者への電話や訪問、また啓発用のパンフレット等の送付により診査を積極的に受けていただけるように勧奨を行うものでございます。内訳といたしましては、7節賃金で臨時雇用の賃金67万5,000円、当事業に従事する保健師の賃金でございまして、延べ75日間の賃金を計上させていただいてございます。

11節需用費には燃料費として8,000円。これにつきましては当事業で使用する公用車の燃料費でございます。12節役務費で郵便料16万4,000円。これにつきましては、受診勧奨のためのパンフレットの郵送費でございます。対象者を2,000人として見込んでございます。13節委託料、これにつきましては事業事務委託料として40万7,000円、パンフレットの企画及び作成、また送付事務に係る業務を外注するための委託料でございます。以上125万4,000円の増額補正をお願いするも

のでございます。

簡単でございますが、平成26年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

（住民課長 増谷守哉君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

散 会

○議長（小椋孝一君） 本日はこれで散会します。

（午前11時29分）